

南丹市の給与・定員管理等について（令和7年度）

【1 総括】

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

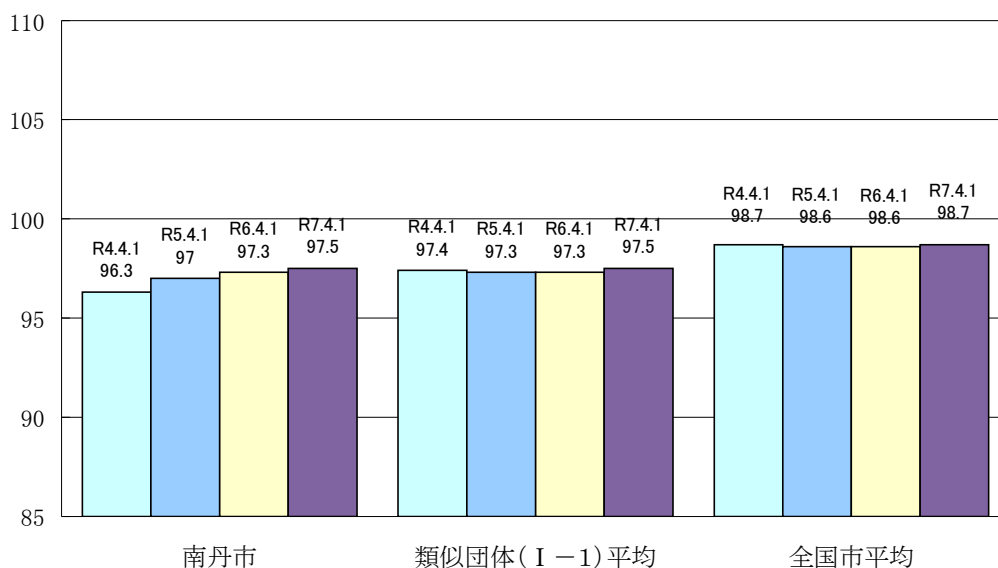
区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
R6年度	人 29,531	千円 27,063,497	千円 924,583	千円 4,220,221	% 15.6	% 16.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体(I-1) 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 319	千円 1,271,782	千円 199,682	千円 502,415	千円 1,973,879	千円 6,188	千円 6,123

- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の合計人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれていません。
 3 給与費は、令和6年度普通会計決算の合計額です。(事業費支弁人件費を含む。)
 任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、及び定年前再任用短時間勤務職員の給与は含まれますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

ラスパイレス指数の変動は、職員の年齢構成の変動等によるものである。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し
実施 未実施

実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準4%に対し、南丹市においても4%を支給。
 (実施時期)令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日は7%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	7%
南丹市の支給割合	0%	4%	7%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
 (令和7年4月1日実施)

【2 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南丹市	42.3歳	323,485円	388,492円	351,523円
京都府	40.9歳	316,455円	406,663円	366,635円
国	41.9歳	332,237円	—円	414,480円
類似団体(I-1)	42.6歳	327,221円	383,976円	354,371円

②技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (C)
南丹市	—歳	—人	—円	—円	—円	—円
うち用務員	—歳	—人	—円	—円	—円	—円
うち学校給食調理員	—歳	—人	—円	—円	—円	—円
京都府	58.3歳	87人	358,517円	407,506円	388,954円	—円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—円	337,907円	—円
類似団体(I-1)	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円	—円

区 分	民 間				(参考)	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	年収ベース (D)	(A) / (B)	(C) / (D)
南 丹 市	—	— 歳	— 円	— 円	—	—
用務員(全国)	用務員	49.0 歳	251,000 円	3,395,700 円	—	—
給食調理員(京都府)	飲食物調理 従事者	43.6 歳	287,600 円	3,753,000 円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成27～29年の3ヶ年平均)。
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教育職) ※京都府、類似団体は小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南 丹 市	46.2 歳	348,044 円	399,821 円	373,507 円
京 都 府	40.2 歳	368,324 円	419,198 円	— 円
類 似 団 体 (I - 1)	40.8 歳	314,249 円	348,456 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		南 丹 市	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	197,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大 学 卒	220,000 円	255,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満	経験年数20年以上 ～25年未満
一般行政職	大学卒	286,007 円	318,414 円	364,435 円
	短大卒	260,912 円	295,500 円	— 円
	高校卒	253,025 円	288,800 円	— 円
税務職	大学卒	267,800 円	— 円	331,050 円
保健職	大学卒	274,500 円	304,500 円	— 円
福祉職	短大卒	263,085 円	292,333 円	— 円
企業職	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円

【3 一般行政職の級別職員数等の状況】

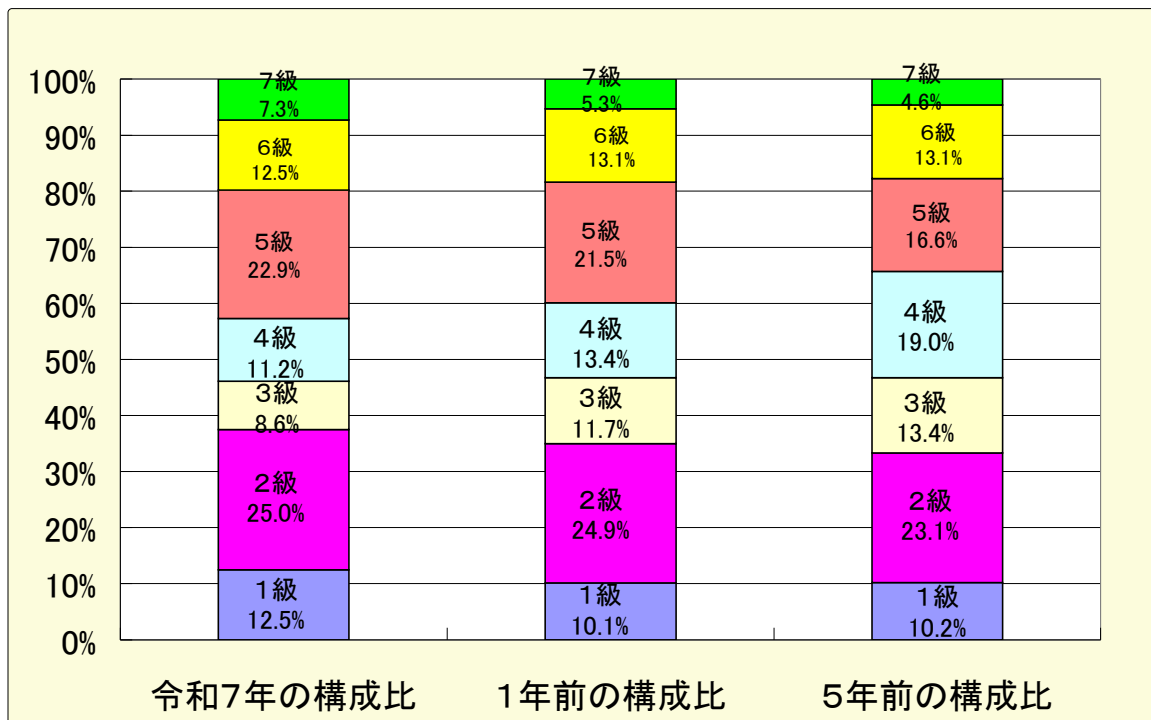
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、会計管理者、次長、教育参事、議会事務局長	17人	7.3%	408,300 円	450,900 円
6 級	課長、局長、支所担当長、参事	29人	12.5%	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐	53人	22.9%	321,300 円	398,200 円
4 級	係長	26人	11.2%	298,800 円	386,100 円
3 級	主査、主任	20人	8.6%	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	58人	25.0%	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	29人	12.5%	183,500 円	258,100 円
計		232人			

(注)1 南丹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 一般行政職には、税務、保育所、幼稚園、技能労務職等を含みません。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度の評価結果を令和8年度の昇給に反映		未定	

【4 職員の手当の状況】

(1) 期末手当・勤勉手当

南 丹 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(6年度決算) 1,562 千円	1人当たり平均支給額(6年度決算) 1,776 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.025)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%、20% 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%~25% 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				R7	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

南 丹 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算2~30%		その他の加算措置	定年前早期退職加算2~45%	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	8,977 千円	21,058 千円			

(注) 1 退職手当は、加入しています京都市町村退職手当組合の規定に基づきます。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	0 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	4 %	381 人	4 %

南丹市は、令和6年度まで地域手当支給対象地域に該当しませんでした。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)	249 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	11,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	7.12 %		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫等作業手当	保健衛生業務に従事する職員	感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業	1件当たり1,000円
汚物処理事業手当	保健衛生及び農林水産業関係業務に従事する職員	犬、ねこ、野生動物等の死体収集作業及び汚物等の処理事業	1件当たり 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	114,129 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	356 千円	
支給実績(6年度決算)	89,968 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	285 千円	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 3,000円 2 子 10,500円 3 父母等 6,500円 ※満16歳から満22歳までの子の加算 1人5,000円 (すべて月額)	同	—	35,834 千円	265,437 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃支払い者に対し家賃月額に応じて最高28,000円	同	—	17,515 千円	269,462 円
通勤手当	片道2km以上の通勤者に対し通勤距離に応じ月額2,000円から31,600円	同	—	29,759 千円	113,152 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し職務の特殊性に基づき支給する。給料月額に18/100以内。 部長級13% 次長級11% 課長級 9%	異	国は定額制	31,319 千円	513,426 円

【5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)】

区分		給料月額等		
給料	市長	条例上の額	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	739,500 円	985,000 円	391,500 円
報酬	議長	470,000 円	545,000 円	230,000 円
	副議長	415,000 円	475,000 円	200,000 円
	議員	380,000 円	442,000 円	180,000 円
期末手当	市長	(6年度支給割合)		
	副市長	3.45 月分	役職加算額	給料月額×15%
	議長	(6年度支給割合)		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	739,500円×任期1年につき530/100	15,677,400円	任期毎に支給
	副市長	657,000円×任期1年につき315/100	8,278,200円	任期毎に支給

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【6 職員数の状況】

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

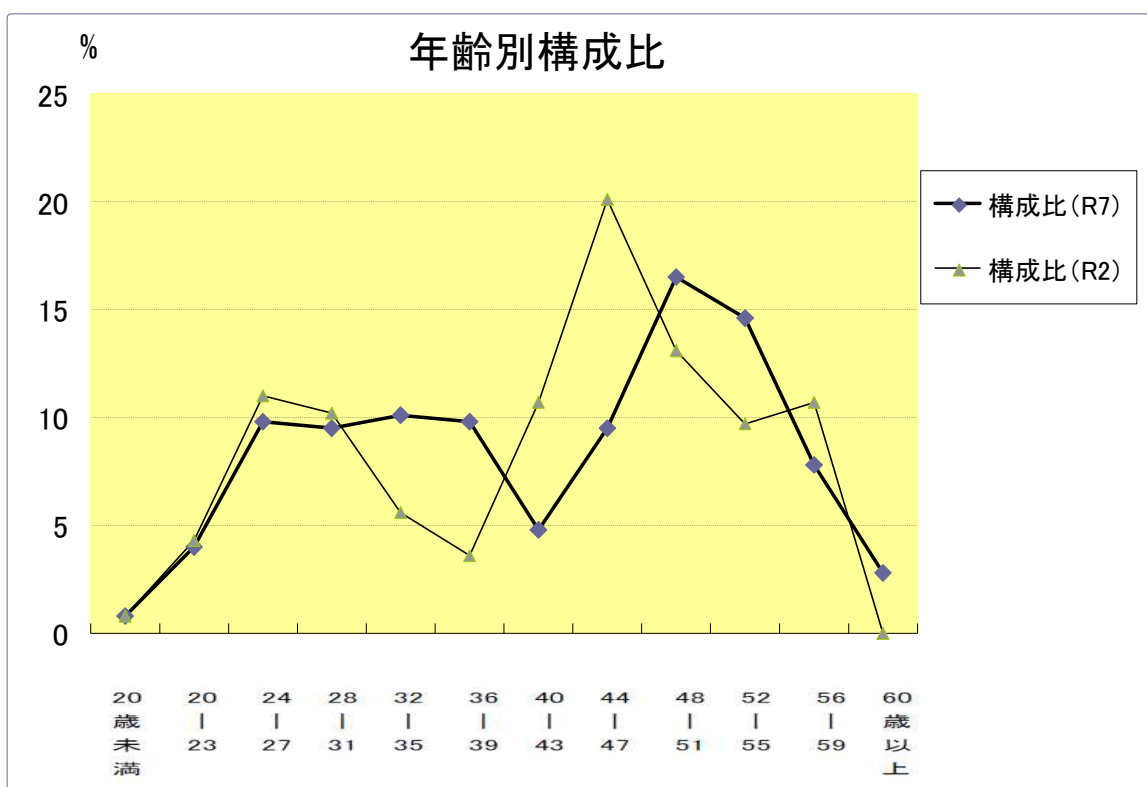
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由		
		令和6年	令和7年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	人事異動による増 派遣終了者の異動による増	
		総 務	94	96	2		
		税 務	16	16	0		
		民 生	73	72	△ 1		人事異動による減
		衛 生	21	23	2		地域脱炭素重点対策加速化事業等に伴う増
		農林水産	19	18	△ 1		人事異動による減
		商 工	11	10	△ 1		派遣終了者の異動による減
	土 木	30	31	1	都市緑化フェア事業の伴う増		
		計	268	270	2	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 91.43 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数86.20人)	
	特別行政部門	教 育	51	50	△ 1	幼稚園教諭から保育士への任命替え	
消 防		0	0	0			
計		51	50	△ 1			
	小 計	319	320	1	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 108.36 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 110.71人)		
会計等部門 公営企業	病 院	8	7	△ 1	定年退職→再任用職員		
	上水道	11	11	0	組織改編による減少		
	下水道	8	7	△ 1			
	その他	12	12	0			
	小 計	39	37	△ 2			
合 計		358 [397]	357 [397]	△ 1	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 120.89 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含みません。)

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	14人	35人	34人	36人	35人	17人	34人	59人	52人	28人	10人	357人
男	2	6	12	20	15	18	8	24	29	28	17	7	186
女	1	8	23	14	21	17	9	10	30	24	11	3	171

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 \ 年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	298	292	285	282	268	270	△ 28 (△9.4%)
教育	42	37	35	34	51	50	8 (19.0%)
普通会計小計	340	329	320	316	319	320	△ 20 (△5.9%)
公営企業会計等	33	41	40	38	39	37	4 (12.1%)
総合計	373	370	360	354	358	357	△ 16 (△4.3%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

【7 公営企業職員の状況】

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 888,058	千円 41,257	千円 95,338	% 10.7	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 11	千円 45,944	千円 9,199	千円 13,998	千円 69,141	千円 6,286	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。(会計年度任用職員は含みません)

3 下段の給与費には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均基本給 (給料+扶養+地域手当)	平均月収額
南丹市水道事業	46.3 歳	383,983 円	556,556 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

→4(1)～(6)を参照

(注) 1 企業職員の給与の基準は、南丹市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同じです。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 2,284,282	千円 152,479	千円 61,723	% 2.7	% 2.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 7	千円 33,221	千円 5,166	千円 13,786	千円 52,173	千円 7,453	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。(会計年度任用職員は含みません)

3 次ページの給与費には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(7年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均基本給 (給料+扶養+地域手当)	平均月収額
南丹市下水道事業	42.3 歳	377,230 円	528,239 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

→4(1)～(6)を参照

(注)1 企業職員の給与の基準は、南丹市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同じです。